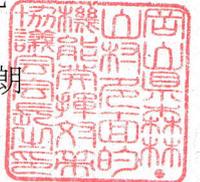


3岡森機発地協第27号
令和4年1月31日

おかやま森づくりサポートセンター長 殿

岡山県森林・山村多面的機能
発揮対策協議会
会長 佐藤 朗



令和4年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金
の活動募集について(依頼)

当協議会の業務推進につきましては、平素から格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知)別紙3の第5の4の(1)の規定に基づき、標記交付金の活動募集を次のとおり行います。

つきましては、貴センターの会員等にお知らせくださいますようお願いいたします。

記

- 1 提出書類(上記実施要領で規定される様式)
 - (1) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書(様式第12号)
 - (2) 上記申請書に添付する計画書等
 - ア 活動組織規約(様式第9号)
 - イ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書
(様式第10号)
 - ウ 活動計画書(様式第11号)
 - エ 市町村の意見書(様式第13号別紙) ※市町村において作成
(応募書類様式については下記4(6)を参照)
- 2 当協議会への提出期限
令和4年2月28日(月)
- 3 提出先
〒703-8233 岡山市中区高屋225-1 (一般社団法人 岡山県森林協会内)
岡山県森林・山村多面的機能発揮対策協議会 電話：086-271-3726
※市町村の森づくり事業担当課を經由
- 4 応募に関する留意事項
 - (1) 本県協議会が行う募集は、原則として年間での期間のみとなります。
 - (2) 提出期限までに必要書類一式が提出されたものについて、当協議会において事前審査を行います。
 - (3) ただし、令和4年度の国の要綱・要領等改正(R4.4.1予定)により、事業内

容が変更される場合もあります。

- (4) 同じく、国の要綱・要領等の改正により、必要書類の様式改訂等が行われる場合がありますので、4月1日以降に書類一式を再提出していただきます。

なお、再提出においては、要領等の改訂に伴う修正、事前審査での指摘事項の補正等以外の内容変更はできません。

再提出期限：令和4年4月15日（金）必着

- (5) 事業の概要等につきましては、林野庁ホームページのトップページにあるキーワードの「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」から

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

をご覧ください。

- (6) 提出書類の様式については、上記林野庁ホームページのほか、岡山県森林協会のホームページの「岡山県森林・山村多面的機能発揮対策協議会」から

<http://www.oka-chisan.or.jp/tamennteki/okayamatamenteki.html>

をご覧ください、必要箇所をダウンロードするようにして下さい。

岡山県森林協会のホームページには、主要箇所の留意事項を含む記載例がありますので参考としてください。

- (7) (4) の書類再提出以降に当協議会総会で本審査を実施し、採択の可否が決定されます。

ただし、本審査で採択可であっても、国への申請の結果及び予算状況により、交付金が受けられない、あるいは申請より減額となる場合もあります。

- (8) 応募申請を行おうとする活動組織は書類の作成に当たり、速やかに活動森林の所在する市町村の当該事業担当課（農林水産課等）に計画の概要等を示して応募したい旨の連絡を行い、申請書類は市町村の窓口へ提出してください。

岡山県森林・山村多面的機能発揮対策協議会

〒703-8233 岡山市中区高屋225-1

(一社) 岡山県森林協会内

電話：086-271-3726 Fax：086-271-3773

担当：佐藤 a.satou@oka-chisan.or.jp